

令和3年1月12日
中部近畿産業保安監督部
北陸産業保安監督署

北陸地域の大雪に伴う太陽電池発電設備の除雪作業及び臨時点検
の留意事項等について（注意喚起）

日頃から電力設備の保安確保にご協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、今般の北陸地域を含む大雪の影響で、太陽電池発電設備に被害が及ぶ可能性があります。太陽電池発電設備は、破損をした場合であっても光が当たれば発電するため、破損箇所等に触れた場合、感電をするおそれがあります。そのため、太陽電池発電設備の除雪作業及び臨時点検を行う際は、別記の事項に留意して実施するよう注意喚起いたします。また、太陽電池発電設備の点検後は、必要に応じて、基礎のコンクリートの増し打ち、基礎・架台・太陽電池パネルの接合部補強等の飛散被害を防止する対策を行う等、保安確保に遺漏なき対応をお願いいたします。

なお、電気関係報告規則第3条に基づき、50kW以上の主要な電気設備の損壊が発生した場合又は太陽電池パネルや架台等を構外へ飛散させ他の物件に損傷を与えた場合、設置者による事故報告が必要となりますので、事故の発生を知ってから24時間以内可能な限り速やかに当署へ報告してください。

[問い合わせ先]

中部近畿産業保安監督部 北陸産業保安監督署
電話：076-432-5580 Fax: 076-432-0909

<除雪及び点検に関する留意事項>

1. 除雪作業の留意事項

- ・破損した太陽電池発電設備に光が当たっている場合、パネルや電線の接続部、架台等は触れると感電するおそれがあるので、十分留意すること。

2. 臨時点検の留意事項

- ・太陽電池発電設備の電気設備に関する技術基準を定める省令への適合性について、特に次の事項に留意して確認すること。
 - ① 太陽電池発電設備の架台・基礎等が必要な強度を有していること、また構造、強度に影響する接合部にゆるみ、錆、破損がないことを確認すること。
 - ② 太陽電池パネルや架台への接合部にゆるみ、錆、破損がないことを確認すること。
 - ③ 電力ケーブルやケーブルラック取付部にゆるみ、破損がないことを確認すること。
 - ④ 柵やへい、遠隔監視装置等が、健全な状態に維持されていることを確認すること。
- ・点検を行う場合は、十分な注意を払い、感電防止に努めること。

【感電防止についてのポイント】

- ・モジュール（太陽光パネル）は、光があると発電していますので、触ると感電するおそれがあります。破損・飛散したモジュール（太陽光パネル）を復旧作業等でやむを得ず取り扱う場合には、素手は避けるようにし、感電対策（ゴム手袋、ゴム長靴の使用等）などによって感電リスクを低減してください。

- ・破損・飛散した太陽電池パネルを処理する際には、ブルーシート等で覆い遮蔽するか、パネル面を地面に向けて、感電防止に努めて下さい。また、廃棄する際は自治体の指示に従って下さい。